

登別市認知症高齢者等GPS貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症等によりはいかい症状のある在宅の高齢者等（以下「高齢者等」という。）を介護する家族等に、GPS（全地球測位システム）を利用して高齢者等の所在を探索することができる機器（以下「はいかい探知機」という。）を予算の範囲内で貸与することにより、高齢者等の事故を未然に防ぐとともに、高齢者等を介護する家族等が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 はいかい探知機の貸与の対象者は、市内に住所を有する高齢者等を在宅で介護する者とする。

(申請及び決定)

第3条 はいかい探知機の貸与を受けようとする者は、はいかい探知機貸与申請書（新規・継続）（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにははいかい探知機の貸与の可否を決定し、はいかい探知機貸与承認（不承認）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項のはいかい探知機の貸与の期間は、はいかい探知機の貸与を開始した日から貸与を開始した日の属する年度の3月31日までとする。

(貸与の継続)

第4条 はいかい探知機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）のうち前条第3項に規定する貸与の期間が満了した後も引き続きはいかい探知機の貸与を希望する者は、貸与の期間が満了する日の20日前までに市長にはいかい探知機貸与申請書（新規・継続）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、はいかい探知機の貸与の継続の可否を決定し、はいかい探知機貸与承認（不承認）決定通知書により被貸与者に通知するものとする。

3 前項のはいかい探知機の貸与の期間は、はいかい探知機の貸与の継続を決定した日から貸与の継続を決定した日の属する年度の末日までとする。

(費用負担)

第5条 はいかい探知機の貸与に係る費用は市が負担する。ただし、はいかい探知機を毀損し、又は紛失したときは、市長は、被貸与者に当該は

はいかい探知機の修理等に要する費用の負担を求めることができる。

(はいかい探知機の管理及び譲渡等の禁止)

第6条 被貸与者は、はいかい探知機を善良な管理者の注意をもって高齢者等に使用させるものとし、譲渡、転貸、その他借受けの目的以外の使用をしてはならない。

(返却)

第7条 被貸与者は、はいかい探知機を使用する高齢者等が次の各号のいずれかに該当するときは、はいかい探知機廃止届(別記様式第3号)を提出し、はいかい探知機を返却するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) その他貸与を受ける必要がなくなったとき。

(貸与の取消)

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項に規定する貸与の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、はいかい探知機貸与取消決定通知書(別記様式第4号)により被貸与者に通知し、はいかい探知機を回収するものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により、貸与を受けたとき。

(2) その他市長が貸与を継続することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項第1号に規定する貸与の取消を決定したときは、被貸与者に対し貸与に要した費用を上限にその損害の賠償を求めることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、貸与したはいかい探知機を管理するため、はいかい探知機被貸与者台帳(別記様式第5号)を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

はいかい探知機貸与申請書（新規・継続）

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
使用する者との続柄
電話番号 ー

はいかい探知機の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する者	住 所	登別市 町		
	フリガナ 氏 名	男・女	生年月 日	年 月 日
	記 憶	<ul style="list-style-type: none"> ・重度（自分の名前がわからない・直前のことも忘れる等） ・中度（最近の出来事がわからない等） ・軽度（物忘れ、置き忘れが目立つ等） 		
	失見当識	<ul style="list-style-type: none"> ・重度（自分の部屋がわからない等） ・中度（時々自分の部屋がどこにあるのかわからない等） ・軽度（異なった環境におかれると一時的にどこにいるのかわからなくなる等） 		
	はいかい の 程 度	<ul style="list-style-type: none"> ・重度（屋外をあてもなく歩きまわる） ・中度（屋内をあてもなく歩きまわる） ・軽度（時々部屋内でうろうろする） 		
緊急連絡先 (申請者を除く)	氏 名	使用する者 との 続 柄	住 所	電話番号
備 考				

別記様式第2号（第3条関係）

はいかい探知機貸与承認（不承認）決定通知書

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付けで申請のありましたはいかい探知機の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 はいかい探知機を次のとおり貸与することに決定しました。

（1）はいかい探知機を使用する者の氏名

（2）はいかい探知機を貸与する期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 はいかい探知機を貸与しないことに決定しました。

不承認の理由

別記様式第3号（第7条関係）

はいかい探知機廃止届

年 月 日

登別市長 様

届出者 住所

氏名

電話番号 ー

はいかい探知機の利用を次により廃止したいので届け出ます。

（はいかい探知機を使用していた高齢者等）

フリガナ	
氏名	
住所	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止理由	(1) 死亡による (2) 市外への転出による (3) その他 ()

別記様式第4号（第8条関係）

はいかい探知機貸与取消決定通知書

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付け登 第 号で決定したはいかい探知機の貸与について、
下記のとおり取り消しましたので通知します。

なお、貸与しているはいかい探知機につきましては、年 月 日までに
返却くださいますようお願いいたします。

記

1 貸与を取り消す年月日 年 月 日

2 貸与を取り消す理由

